

各県立学校長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置の再延長に伴う県立学校の部活動について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

国は、令和3年5月28日に、本県のまん延防止等重点措置の期間を6月20日まで延長することを決定しました。

これに基づき、県では5月28日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の対応」（添付資料1）を決定し、教育局では延長期間中の部活動について、「まん延防止等重点措置の再延長に伴う県立学校の部活動について」（添付資料2）のとおりとすることとしました。

各校においては、下記及び添付資料に基づき、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、再度の変更が必要となりますので、感染症対策について改めて徹底するようお願いします。

記

1 留意事項

- ・ 新型コロナウイルスについては、変異株の若年層への感染力が従来株と比べると強い可能性があることや屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案も確認されている。そのため、県立学校においては、対象区域に関わらず、これまで以上の危機感を持って、屋外においても十分な感染症対策を講じるなど、感染症対策を一層徹底した上で、教育活動を継続すること。
- ・ 部活動だけではなく、学校教育活動全般において、児童生徒の健康観察及び体調の把握を改めて徹底するとともに、発熱等の風邪症状がある場合等には登校しないことを一層徹底すること。
- ・ 部活動においては、添付資料2に基づく活動を徹底するとともに、感染拡大が今後の活動や大会の実施に影響を与えかねないことを踏まえ、これまで以上に活動前後の更衣時の会話や下校時の寄り道による飲食の禁止等の感染症対策と指導を一層徹底すること。
- ・ 教職員についても、日々の健康観察等の感染症対策を一層徹底すること。

2 部活動について

平日週2日以内、1回90分程度の活動とする。

ただし、これからの気候の変化による気温の上昇に当たり、熱中症事故の防止に向けた生徒の暑熱順化の必要性の観点などから、試行的に各校の実状に応じて活動日を増やすことができることとする。（今後の感染状況の変化により、改めて変更することもある。）

○ 試行期間Ⅰ：6月1日（火）～6月6日（日）

・活動は週3日以内とし、平日は1回90分程度、土日は1回120分程度とする。

○ 試行期間Ⅱ：6月7日（月）～6月13日（日）

・活動は週4日以内とし、平日は1回90分程度、土日は1回120分程度とする。

○ 試行期間Ⅲ：6月14日（月）～6月20日（日）

・活動は週5日以内とし、平日は1回90分程度、土日は1回120分程度とする。

※ 試行期間Ⅰ・Ⅱ・Ⅲともに、土日の活動は、どちらか1日のみとする。

※ 運動部においては、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、日本中学校体育連盟、埼玉県特別支援学校体育連盟及び日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催する全国大会及びその予選会、文化部においては、全国高等学校文化連盟及び各種連盟が主催する全国大会及びその予選会に出場する場合は、大会当日から起算して14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動を認める。

※ 活動におけるその他の留意事項については、添付資料及び、これまでの通知を参照し、感染防止を最優先とした活動とする。

3 添付資料

(1) 第53回新型コロナウイルス対策本部会議資料（教育局部分を抜粋）

(2) 「まん延防止等重点措置の再延長に伴う県立学校の部活動について」

【運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963